

8月24日、地方自治法の政務調査費条項の改正に反対する声明を発表し、参議院議員全員に送付しましたが、残念ながら参議院でも可決され、成立に至りました。

この改正については、全国各地の新聞も批判的に取り上げています。今後、各議会が、どのような条例改正を行うのかが注目されて

います。

オンブズマンでは、10月15日、宮城県と仙台市に対し、政務活動費の用途を拡大しないよう求める申入を行いました。

また、平成24年12月13日午後6時30分から仙台弁護士会館4階で緊急市民集会を開催しました（次号に報告）。

非常勤行政委員の報酬を日額制に！ 訴訟、申入れ

仙台市民オンブズマン 弁護士 前田大輔

月額報酬制を定める条例が違法なものであるとして、当オンブズマンが宮城県の非常勤行政委員に対する報酬支払の差止めを求めた事件について、平成24年6月26日仙台地裁判決は、その請求を棄却しました（かかる判決に対しては控訴しました。控訴審の判決は本年12月25日になされる予定です）。

しかし、同判決は、同時に、「今後、宮城県議会において、日額報酬制を採用するか否かはともかくとして、行政委員に対する報酬制度のあり方について、宮城県の上記財政状況との権衡の観点から踏まえて、相当期間内に改めて政策的、技術的見地からの判断を加えることが期待される」と判示しました。

議会には、既存の条例が適正かつ公正で県民に対して十分に説明可能な合理的な内容のものであるか否かを絶えず検証する責務があり、宮城県議会においては、上記仙台地裁判決を真摯に受け止め、非常勤行政委員の報酬制度について、改めて政策的、技術的見地からの検討・判断を行うことが求められています。

そこで、当オンブズマンは、本年7月27日に宮城県議会、9月18日に宮城県知事に対し、

月額報酬制を採用している非常勤行政委員の報酬制度について見直しを求める申し入れをしました。

また、本年12月3日には、仙台市長に対し、仙台市非常勤行政委員の報酬につき、月額報酬制から日額報酬制に移行するよう申し入れを行いました。

非常勤行政委員の報酬制度についての全国的な流れは既に日額報酬制で確定しているといえます。

特に、宮城県及び仙台市の財政状況は極め



て悪化しており、あらゆる領域において、節約・儉約が求められていることは周知の事実であり、そのうえ、東日本大震災からの復興のために莫大な資金が必要となっており、これまで以上に不要不急の支出は制限しなけれ

ばならない状況です。

宮城県及び仙台市が全国の流れに取り残されないよう早急に非常勤行政委員の報酬制度を日額報酬制に改めることを期待します。

仙台市政務調査費

～裁判のご報告～

仙台市民オンブズマン 弁護士 渡部雄介

仙台市民オンブズマンが、平成22年6月25日付で仙台市長を相手に提訴した政務調査費（平成20年度分）返還履行等請求事件について、ご報告申し上げます。

仙台市民オンブズマンは、仙台高裁平成20年11月11日判決が提示した政務調査費用途基準適合性の判断基準に従い、各支出について、政務調査活動の目的に合致しない支出であることをうかがわせる一般的的外形的事実を一つ一つ調査し、主張してまいりました。

特に調査研究（出張）旅費については、法律上、実費分以上の支出は許されないにもか

かわらず、旅費規程に従い、実費分以上の旅費が定額で支払われておりますので、その差額分の返還を求めています。また、仙台市民オンブズマンは各会派に対し、調査旅費の実費を領収書等の客観的資料と共に明らかにするよう求めています。しかし、各会派は、調査旅費の実費が明らかになる資料を一切提出せず、調査旅費の実費を明らかにする姿勢を見せておりません。

今後は、各会派の代表者、会計責任者及び支出の違法性が高いと思われる各会派議員に対して、証人尋問を請求する予定です。

なお、次回期日は平成24年12月26日となっております。

疑惑・疑問続出のがれき処理

仙台市民オンブズマン 庫山恆輔

周知のように、がれき処理をめぐるのは、プロポーザル審査の段階から談合疑惑や不透明さ等が指摘されてきたが、そうした疑惑・疑問は日を追う毎に大きくなりつつある。

本年9月の定例県議会で、石巻ブロックと亘理処理区の委託変更契約案が可決された。いずれも、がれき量の減少等によって契約額

を変更（減額）するものであった。この変更契約の経緯を解明するために、仙台市民オンブズマンは、9月5日に「石巻地区および亘理町のがれき処理委託費を減額するに至った経過が分かる一切の文書」「北九州市へのがれき処理委託に関する一切の文書」を開示請求した。これに対し宮城県知事は、決定期限日である9月19日付で、10月31日までの「決定期間延長通知書」を発出した。理由は「文書

の内容が複雑であるため」とのこと。筆者は、県議会開会中でもありある程度の延長はやむを得ないと思い、担当者には10月31日を待たずできるだけ早く開示すること、および請求文書には、県と鹿島等との協議文書が含まれることを伝え、担当者もそれを了承した。

請求者側の期待を裏切り、部分開示決定は、延長期最終日の10月31日付でなされ、一部墨塗り文書は11月5日に開示された。その日払ったコピー代は7560円、つまり756枚と予想を大きく下回るものであった。内訳は、石巻分281枚、亘理分91枚、北九州分384枚であった。あの巨額の契約額の石巻の関係文書がわずか281枚とは？筆者は文書を一瞥し、そこには県と鹿島等の協議文書がないことを確認し、直ちに担当者に連絡を取った。担当者は、後日石巻と亘理の現地事務所にある文書が欠落していたことを認めた。しかし、この文書が一向に出てこない。これは重大事態だ。文書改ざんがなされているやも知れない。情報公開室長に電話し、県と県民の努力で築き上げてきた全国に誇る制度が崩壊の危機にさらされている、担当部局を指導し直ちに文書を開示させよ。文書改ざんが疑われるので、開示の際は、原本を示すようにと求めた。

こうしたやりとりの末に、ようやく石巻分が開示されたのは、延長期日から3週間後

の11月21日。開示決定日も11月21日。明らかな条例違反。筆者の指摘に、担当部局も情報公開室もそれを認めた。亘理分が開示されたのは、さらに2週間余経た12月7日。請求者側の抗議がなければ、協議文書は闇の中に葬られていたであろう。

情報非公開の背後には、不正・腐敗が隠されている。これは、われわれが長年の戦いの中で、教訓としてつかみ取ってきた真理である。どのような不正・腐敗が？

そのいくつかを列挙する。追加工事(200億)はがれき減少に伴う鹿島等の減少額を補填するためではないのか？変更契約は、追加工事についての鹿島の見積を県がほぼ丸呑みする形でなされているのでは？追加工事の中に、がれき置き場の現状を北九州市等で説明するためのDVD作成費用が含まれている！がれき量が減少し、広域処理の必要性がないはずなのに、なぜか100万トン以上が必要なように見直し表がつくられている。しかし、なぜそうなったかを説明する文書は存在しない！結局、広域処理は莫大な宣伝費を使った環境省の実績づくりに利用されただけではないのか、等々。

仙台市民オンブズマンは、これらの疑惑・疑問の解明に向けた取り組みを強めていく方針である。

仙台市ガス局の子会社株買い取り問題

仙台市民オンブズマン 小野寺 信 一
弁護士

仙台市ガス局から工作物の保安、補修等を受注している仙台ガスエンジニアリング株式会社という会社がある。その株式の50%はガス局が既に取得済みである。ところが残りの

株式50%を、それを保有していた社長から6億7600万円で買い取り、あまつさえ、その社長に退職慰労金として1億2000万円を支払っていたことが9月の仙台市議会決算特別委員会で明らかになった。

ガス局は東日本大震災で施設が大破し、38

億円の純損失を出している。その最中に残りの50%の株式をなぜ買わなければならないのか。同社は仕事のほぼ100%をガス局から受注している。ガス局は発注者という立場を利用し、いかようにもコントロールが可能である。私は残りの50%の株式の購入は、OBの天下り会社にするための工作ではないかと疑っている。

現に残りの50%の株式を取得した後に市役

所OBが2名取締役になっていて、新社長は青葉区長→企画市民局長→人事委員会委員長を経た人で、ガス局とは縁のない人である。

38億円の純損失を出し、復旧のために1円の無駄も許されない平成23年度に、OBの天下り会社にするために6億7600万円もの不要な支出をしたとすれば大問題である。引き続き追及する予定である。

第19回 全国市民オンブズマン 弘前大会が開催されました!

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁護士 吉田大輔

1 8月25日、26日に弘前市で第19回全国市民オンブズマン弘前大会が「原発と市民オンブズマン～まいね（ダメ）！非公開～」をメインテーマに開催されました。全国から220名、仙台からもオンブズマンとティアップグループのメンバー総勢22名が参加しました。詳細については、全国市民オンブズマン連絡会議のホームページに譲り、仙台からの参加者の活躍を簡単に報告致します。

2 原発関連分科会について

分科会のコンセプトは、オンブズマン的

な手法（身近な自治体を対象とし、具体的かつ実務的手段を活用する）で原発の再稼働を阻止することはできないのかを考えると、小野寺信一弁護士がコーディネートを担当されました。

分科会では、まず避難を余儀なくされている方2名からの体験談を頂き、次に、ティアップグループの甫守一樹弁護士から地域防災計画の見直しの背景や課題について報告いただきました。そして、原発が立地する自治体で、独自に原子力安全対策・検証を行う委員会を設置しているか、また、地域防災計画（原子力編）を策定しているか等について、北東ネットの調査によれば、

